

漁業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針
及び育成労に係る制度の運用に関する方針

法務大臣
厚生労働大臣
国家公安委員会
外務大臣
農林水産大臣

出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号。以下「入管法」という。）第 2 条の 4 第 1 項及び外国人の育成労の適正な実施及び育成労外国人の保護に関する法律（平成 28 年法律第 89 号。以下「育成労法」という。）第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき、入管法第 2 条の 3 第 1 項及び育成労法第 7 条第 1 項の規定に基づき定められた「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針及び育成労の適正な実施及び育成労外国人の保護に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）にのっとって、漁業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針及び育成労に係る制度の運用に関する方針（以下「分野別運用方針」という。）を定める。

第一 特定技能制度及び育成労制度に共通する事項

1 人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野（特定産業分野）及び特定産業分野のうち、外国人にその分野に属する技能を本邦において就労を通じて修得させることが相当である分野（育成労産業分野（育成労法第 2 条第 3 号ロの「労働者派遣等育成労産業分野」を含む。））

漁業分野

2 当該産業上の分野における人材の不足の状況（当該産業上の分野において人材が不足している地域の状況を含む。）に関する事項

（1）特定技能外国人及び育成労外国人受入れの趣旨・目的

ア 特定技能外国人

漁業分野において深刻化する人手不足に対応するため、専門性・技能を生かした業務に即戦力として従事する外国人を受け入れることで、本分野の存続・発展を図り、もって我が国の経済・社会基盤の持続可能性を維持する。

イ 育成労外国人

特定産業分野のうち、外国人にその分野に属する技能を本邦において就労を通じて修得させることが相当である漁業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有する人材を育成するとともに、当該分野における人材を確保する。

（2）生産性向上や国内人材確保のための取組

ア 生産性向上のための取組

生産性向上のための取組として、業界では、①漁業現場での作業の省人・省力

化、自動化に向けた機器（自動釣り機、給餌機、網掃除ロボット等）の導入・普及、②近年技術革新が著しいＩＣＴ・ＩｏＴ・ＡＩ等の情報技術を活用した操業の効率化（沿岸漁業における漁場探索や、沖合・遠洋漁業における漁場形成予測の利用）等に取り組んでいる。また、農林水産省としても、こうした業界の取組に対して補助事業等による支援を実施しており、その結果、労働効率化が一定程度図られている。

これらを含む政府・業界等による取組を経て、平成24年から令和3年までの10年で1人当たりの生産量は28%上昇している。

イ 国内人材確保のための取組

（ア）女性、高齢者、就職困難者等の就業促進

農林水産省では、次の取組を実施している。

- ① 新規漁業就業者確保に向け漁業学校で学ぶ若者への就業準備資金の交付、漁業就業相談会の開催、漁業現場での長期研修の実施、海技士養成支援など、段階に応じた支援
- ② 漁村コミュニティにおける女性の様々な活動の推進、活動を支援する拠点の整備
- ③ 水福連携の取組事例の収集や普及・啓発の推進

（イ）処遇改善

休日の確保や操業回数の低減、居住環境の改善等による処遇改善に取り組んでいる。

（ウ）安全衛生対策

ライフジャケット着用等の周知・啓発や、安全推進員等の養成、「農林水産業・食品産業の安全作業のための規範」の周知・啓発などの安全衛生対策の取組を行っている。

（エ）（ア）、（イ）及び（ウ）の成果

上記（ア）及び（イ）の取組を含めた、政府・業界等の取組を経て、全体として就業者が減少する中にあっても、おおむね毎年2,000人程度の新規就業者を確保している。女性の新規就業者数は令和元年の67人から令和5年は98人に増加している。

加えて上記（ウ）の取組を含めた、政府・業界等の取組を経て、労働災害動向調査の結果による漁業の労働災害率（度数率）は減少している。

（3）受入れの必要性（人手不足の状況を判断するための客観的指標を含む。）

漁業分野では、「水産基本計画」（令和4年3月25日閣議決定）において、令和14年度の魚介類の生産目標を535万トンとしている。この生産目標と令和4年度の実績（348万トン）を踏まえ、令和10年度の生産目標を460万トンと設定すると、漁業分野において令和10年度に必要となる就業者数は17万人と推計される。

この点、漁業分野の有効求人倍率は、沖合・遠洋漁業で6.54倍（令和6年「船員職業安定年報」）、沿岸漁業で1.38倍、養殖業で2.07倍（令和6年度「職業安定業務統計」）と高い水準にある。同分野における令和4年度の就業者数12万6,000人は、高齢者等の離職が進めば、令和10年度には10万7,300人まで減少する見

込みであり、同年度には6万2,700人程度が不足することになる。こうした深刻化する人手不足に対応するため、上記（2）の取組を進めることにより人手不足が4万5,300人程度緩和されることが見込まれるもの、なお1万7,400人程度の人手不足が見込まれる。

かかる状況の下、国民のニーズに応じた水産物を安定的に供給する体制を確保し、また、将来にわたり、海洋環境保全等といった漁業の多面的な機能が十分に發揮されるためには、一定の専門性・技能を有する外国人を受け入れることにより、我が国漁業の存続・発展を図ることが必要不可欠である。

（4）受入れ見込数（育成労法第7条の2第2項第4号の当該個別育成労産業分野における受入れ見込数を含む。）

ア 漁業分野全体の受入れ見込数

漁業分野全体における令和6年度から令和10年度までの5年間の受入れ見込数は、1万7,400人である。

当該受入れ見込数は、漁業分野において、令和10年度には6万2,700人程度の人手不足が見込まれる中、高齢者の代替わりによる若年層比率の向上や、ICT等を活用した効率化などの生産性向上のための取組により年4.8%の効率化（令和10年度までに3万7,000人程度）や、新規就業者支援対策に加え、漁業の成長産業化に向けた様々な取組による追加的な国内人材の確保（令和10年度までに8,300人程度）を行ってもなお不足すると見込まれるものであり、過大なものとはなっていない。

イ 1号特定技能外国人の受入れ見込数

漁業分野における令和6年度から5年間の1号特定技能外国人の受入れ見込数は、1万4,800人であり、これを令和10年度末までの5年間の受入れの上限として運用する。

ウ 育成労外国人の受入れ見込数

漁業分野における令和9年度から2年間の育成労外国人の受入れ見込数は、2,600人であり、これを令和10年度末までの2年間の受入れの上限として運用する。

3 在留資格認定証明書の交付又は育成労認定の停止の措置及び再開の措置

（1）漁業分野をめぐる人手不足状況の把握方法

農林水産大臣は、次の指標等により人手不足状況の変化を的確に把握する。

- ① 漁業分野の1号特定技能外国人及び育成労外国人の在留者数（定期的に法務省から農林水産省に提供）
- ② 有効求人倍率
- ③ 公的統計等による漁業就業者数
- ④ 特定技能制度における漁業分野に係る分野別協議会（以下単に「特定技能の協議会」という。）又は育成労制度における漁業分野に係る分野別協議会（以下単に「育成労の協議会」という。）による特定技能所属機関、育成労実施者等からの状況把握等

（2）入管法第7条の2第3項及び第4項（これらの規定を同条第5項において準用す

る場合を含む。) の規定による同条第 1 項に規定する在留資格認定証明書の交付の停止の措置及び交付の再開の措置に関する事項

- ① 農林水産大臣は、上記(1)の客観的指標等を踏まえ、人手不足の状況の変化に応じて分野別運用方針の見直しの検討・発議等の所要の対応を行うとともに、上記2(4)イに掲げた受入れ見込数を超えることが見込まれる場合その他必要とされる人材が確保されたと認められる場合には、法務大臣に対し、一時的に在留資格認定証明書の交付の停止の措置を求める。
- ② 一時的に在留資格認定証明書の交付の停止の措置を講じた場合において、当該特定産業分野において再び人材の確保を図る必要性が生じた場合には、農林水産大臣は、法務大臣に対し、在留資格認定証明書の交付の再開の措置を求める。

(3) 育成就労法第 12 条の 2 の規定による育成就労認定の停止の措置及び認定の再開の措置に関する事項

- ① 農林水産大臣は、上記(1)の客観的指標等を踏まえ、人手不足の状況の変化に応じて分野別運用方針の見直しの検討・発議等の所要の対応を行うとともに、上記2(4)ウに掲げた受入れ見込数を超えることが見込まれる場合その他必要とされる人材が確保されたと認められる場合には、法務大臣及び厚生労働大臣に対し、一時的に育成就労認定(育成就労外国人及び育成就労認定が育成就労法第 16 条第 1 項の規定により取り消されたことにより育成就労の対象でなくなった外国人に係るものを除く。)の停止の措置を求める。
- ② 一時的に育成就労認定の停止の措置を講じた場合において、当該育成就労産業分野において再び人材の確保を図る必要性が生じた場合には、農林水産大臣は、法務大臣及び厚生労働大臣に対し、育成就労認定の再開の措置を求める。

4 その他特定技能制度及び育成就労制度に係る制度の運用に共通する重要事項

(1) 特定技能外国人及び育成就労外国人のキャリア形成等に関する事項

農林水産省は、関係業界等と協働して、育成就労、特定技能 1 号及び特定技能 2 号に係る漁業分野における「育成・キャリア形成プログラム(以下「育成プログラム」という。)」を策定する。

漁業分野における育成プログラムは、必要な技術・知識・資格(専門技能・日本語能力等)等を含む特定技能制度及び育成就労制度を通貫したものとすることを基本とし、特定技能外国人又は育成就労外国人が、自身のキャリアを俯瞰し、技能等の向上・育成を予見できるものとするとともに、関係業界、特定技能所属機関、育成就労実施者等において、受け入れる外国人への計画的かつ的確な育成・評価等を行うための指針とする。

(2) 治安への影響を踏まえて講じる措置

農林水産省は、基本方針を踏まえつつ、所掌事務を通じて治安上の問題となり得る事項を把握するために必要な措置を講じるとともに、把握した事項について制度関係機関と適切に共有する。

また、深刻な治安上の影響が生じるおそれがあると認める場合には、基本方針を踏まえつつ、農林水産省及び制度関係機関において、共同して所要の検討を行い、

分野別運用方針の変更を含め、必要な措置を講じる。

ア 治安上の問題に対する措置

農林水産省は、漁業分野における特定技能外国人又は育成労働外国人が関わる犯罪、行方不明、悪質な送出機関の介在その他の治安上の問題を把握した場合には、事業者、業界団体等に対して助言・指導を行うなど、必要な措置を講じる。

イ 治安上の問題を把握するための取組及び把握した情報等を制度関係機関等と共有するための取組等

農林水産省は、上記アの治安上の問題について、所掌事務を通じ、事業者、業界団体等から把握するなど、必要な措置を講じる。また、上記アの治安上の問題について、制度関係機関等との間で適切に共有するため、情報共有の手続を定めるなど、必要な措置を講じる。

(3) 大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することとならないようにするために必要な措置

農林水産省は、本制度の趣旨や優良事例を全国的に周知するとともに、地方に点在する漁村における人手不足の状況を適切に把握し、外国人を受け入れる環境を整えるため、漁業活動やコミュニティ活動の核となっている漁業協同組合等が、受け入れ外国人との円滑な共生において適切な役割を果たすために必要な支援を行う。

また、漁村地域の漁業を支える人材の育成・確保、適切な資源管理措置の下で居住性・安全性・作業性の高い漁船の導入や漁村における地域活動への支援等の施策を通じて、漁業生産力を向上させるとともに、漁業を就業者にとってやりがいのある魅力的な産業とし、漁村地域の維持・発展を図る。

さらに、漁業の特性に鑑み、かつ、漁業の時期等年間を通じた漁業生産が期待できない漁村地域の事情を考慮し、特定技能外国人や育成労働外国人が従事可能な漁業関連業務の範囲について柔軟に対応する。

そのほか、農林水産省は、制度を所管する行政機関や地方公共団体、事業者、業界団体等と適切に連携するなどして、特定技能外国人及び育成労働外国人が居住する地域における外国人との共生のための施策の推進を支援する。

(4) 公租公課に関する必要な措置

特定技能外国人、育成労働外国人、特定技能所属機関及び育成労働実施者は、納付すべき公租公課を適切に支払う責務があり、また、農林水産省は、これらの者が納付すべき公租公課の未納を防ぐため、制度を所管する行政機関と連携の上、必要な措置を講じる。

第二 特定技能制度に関する事項

1 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項

(1) 1号特定技能外国人

漁業分野において特定技能1号の在留資格で受け入れる外国人は、次のア及びイに定める試験に合格した者とする。

ア 技能水準

別表1のa. 技能水準の欄に掲げるもの

イ 日本語能力水準

「日本語教育の参考枠」のA2.2相当以上の水準と認められるもの

(2) 2号特定技能外国人

漁業分野において特定技能2号の在留資格で受け入れる外国人は、次のア(ア)及びイに定める試験に合格した者であり、かつ、ア(イ)に定める実務経験の要件も満たす者とする。

ア 技能水準

(ア) 技能水準

別表2のa. 技能水準の欄に掲げるもの

(イ) 実務経験

次のいずれかを満たすこと。

- ① 漁船法(昭和25年法律第178号)上の登録を受けた漁船において、操業を指揮監督する者を補佐する者又は作業員を指導しながら作業に従事し、作業工程を管理する者としての実務経験
- ② 漁業法(昭和24年法律第267号)及び内水面漁業の振興に関する法律(平成26年法律第103号)に基づき行われる養殖業の現場において、養殖を管理する者を補佐する者又は作業員を指導しながら作業に従事し、作業工程を管理する者としての実務経験

イ 日本語能力水準

「日本語教育の参考枠」のB1相当以上の水準と認められるもの

2 その他特定技能制度の運用に関する重要事項

(1) 業務区分及び特定技能外国人が従事する業務

漁業分野において設定する業務区分及び当該業務区分において従事する業務は、それぞれ次のア及びイに定めるとおりとする。

なお、いずれの場合も、これらの業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務(例:漁業に係る漁具の積込み・積下し、漁獲物の水揚げ、漁労機械の点検、船体の補修、自家原料を使用した製造・加工・出荷・販売等、養殖業に係る梱包・出荷、自家原料を使用した製造・加工・出荷・販売等)に付随的に従事することは差し支えない。

ア 1号特定技能外国人

上記1(1)アの技能水準に対応し、それぞれ別表1のb. 業務区分(従事する業務)の欄に定めるとおりとする。

イ 2号特定技能外国人

上記1(2)ア(ア)の技能水準に対応し、それぞれ別表2のb. 業務区分(従事する業務)の欄に定めるとおりとする。

(2) 特定技能外国人の雇用形態

ア 雇用形態

漁業分野の事業者を特定技能所属機関とする直接雇用形態及び労働者派遣事業者(下記(3)ア①に定める労働者派遣事業者に限る。)を特定技能所属機関として、外国人を漁業分野の事業者に派遣する労働者派遣形態(船員派遣形態を

含む。以下同じ。) とする。

イ 労働者派遣形態により受け入れる必要性

漁業分野においては、同じ地域であっても、対象魚種や漁法等によって繁忙期・閑散期の時期が異なるとともに、漁業分野の事業者の多くが零細で半島地域や離島地域等に存在していること等の特性があり、地域内における業務の繁閑を踏まえた労働力の融通・雇用・支援の一元化といった漁業現場のニーズに対応するため、漁業分野の事業者による直接雇用形態に加えて、労働者派遣形態により特定技能外国人を受け入れることが不可欠である。

(3) 特定産業分野に特有の事情に鑑みて講じる措置等

ア 特定技能所属機関等に対して特に課す条件

- ① 労働者派遣形態の場合、特定技能所属機関となる労働者派遣事業者(船員派遣事業者を含む。以下同じ。)は、地方公共団体又は漁業協同組合、漁業生産組合若しくは漁業協同組合連合会その他漁業に関する業務を行っている者が関与するものに限る。
- ② 特定技能所属機関は、特定技能の協議会の構成員になること。
- ③ 特定技能所属機関は、特定技能の協議会において協議が調った措置を講じること。
- ④ 特定技能所属機関は、特定技能の協議会及びその構成員に対し、必要な協力をを行うこと。
- ⑤ 漁業分野の1号特定技能外国人を受け入れる特定技能所属機関が登録支援機関に支援計画の全部又は一部の実施を委託するに当たっては、漁業分野に固有の基準に適合している登録支援機関に限る。
- ⑥ 特定技能所属機関は、特定技能外国人からの求めに応じ、実務経験を証明する書面を交付すること。

イ 外国人材の派遣先となる事業者に対して特に課す条件

派遣先事業者は、特定技能の協議会及びその構成員に対し、必要な協力をを行うこと。

第三 育成就労制度に関する事項

1 育成就労産業分野において求められる人材の基準に関する事項

漁業分野において育成就労の在留資格で受け入れる外国人は次の(1)に定める試験に合格した者又は講習を受講した者とする。また、育成就労の開始後一定期間経過時までに満たしていることが求められる水準は、次の(2)及び(3)にそれぞれ定める試験に合格していることとする。

(1) 育成就労の就労を開始するまでに求められる日本語能力水準

- ① 「日本語教育の参考枠」のA1相当以上の水準と認められるもの
- ② 認定日本語教育機関(日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律(令和5年法律第41号)第3条第1項の「認定日本語教育機関」をいう。)等における当該水準に相当する日本語講習の受講

(2) 育成就労の開始後1年経過時までに満たしていることが求められる水準

ア 技能水準

別表3のc. 技能水準（1年経過時まで）の欄に掲げるもの

イ 日本語能力水準

上記1（1）①に掲げるもの

（3）育成就労を終了するまでに求められる水準

ア 技能水準

別表3のd. 技能水準（育成就労終了まで）の欄に掲げるもの

イ 日本語能力水準

「日本語教育の参考枠」のA2. 2相当以上の水準と認められるもの

2 育成就労外国人の育成に関する事項

漁業分野において設定する主たる技能は、別表3のa. 業務区分の欄に掲げる業務区分に対応し、それぞれ同表のb. 主たる技能の欄に定めるとおりとする。

その上で、育成就労計画に沿って、3年間の育成就労期間を通じて当該主たる技能を修得するために必要な業務に一定時間計画的に従事させることにより、当該業務と関連するそれぞれの業務区分の範囲内の業務を経験させることとあいまって、漁業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有する人材を育成する。

3 育成就労産業分野における本人の意向による育成就労実施者の変更（転籍）に関する事項

（1）本人の意向による転籍に当たって必要となる技能水準及び日本語能力水準

漁業分野において育成就労外国人が本人の意向による転籍を行うに当たって必要となる技能水準及び日本語能力水準は、次に定める試験にそれぞれ合格していることとする。

ア 技能水準

別表3のc. 技能水準（1年経過時まで）の欄に掲げるもの

イ 日本語能力水準

「日本語教育の参考枠」のA2. 1相当以上の水準と認められるもの

（2）転籍制限期間

転籍制限期間は1年とする。

4 その他育成就労制度の運用に関する重要事項

（1）業務区分及び育成就労外国人が従事する業務

漁業分野において設定する業務区分及び従事する業務は、特定技能制度と同一とする（第二2（1）参照）。

（2）育成就労外国人の雇用形態

ア 雇用形態

漁業分野の事業者を育成就労実施者とする直接雇用形態及び労働者派遣事業者を育成就労実施者として、外国人を漁業分野の事業者に派遣する労働者派遣形態とする。

イ 労働者派遣形態により受け入れる必要性

漁業分野においては、同じ地域であっても、対象魚種や漁法等によって繁忙期・閑散期の時期が異なるとともに、漁業分野の事業者の多くが零細で半島地域や

離島地域等に存在していること等の特性があり、地域内における業務の繁閑を踏まえた労働力の融通、雇用・支援の一元化といった漁業現場のニーズに対応するため、漁業分野の事業者による直接雇用形態に加えて、労働者派遣形態により育成労外国人を受け入れることが不可欠である。

(3) 育成労産業分野に特有の事情に鑑みて講じる措置等

ア 育成労実施者に対して特に課す条件

- ① 育成労実施者は、育成労の協議会において協議が調った措置を講じること。
- ② 育成労実施者は、育成労の協議会及びその構成員に対し、必要な協力をを行うこと。
- ③ 労働者派遣形態の場合、育成労実施者となる労働者派遣事業者は、地方公共団体又は漁業協同組合、漁業生産組合若しくは漁業協同組合連合会その他漁業に関連する業務を行っている者が関与するものに限る。

イ 監理支援機関に対して特に課す条件

- ① 育成労外国人が乗り組む漁船と監理支援機関との間で無線その他の通信手段が確保されていること。
- ② 監理支援機関は、育成労の協議会の構成員になること。
- ③ 監理支援機関は、育成労外国人に係る労働時間、休日、休憩その他の待遇等について、育成労の協議会において協議が調った措置を講じること。
- ④ 監理支援機関は、育成労の協議会及びその構成員に対し、必要な協力をを行うこと。
- ⑤ 漁業の業務区分における監理支援機関は、漁業協同組合又は船員職業安定法（昭和 23 年法律第 130 号）第 34 条に基づく船員職業紹介事業の許可を有する法人とする。
- ⑥ 漁業の業務区分における監理型育成労の実施状況については、次の方法により確認するとともに、監理事業を行う事務所に、書類（電磁的記録を含む。以下同じ。）として備え置くこととする。
 - i 育成労指導員から、毎日（監理型育成労が船上において実施されない日を除く。）1回以上、各漁船における監理型育成労の実施状況について無線その他の通信手段を用いて報告を受けると共に、報告の内容について記録した書類を作成する。
 - ii 監理型育成労外国人から、毎月（監理型育成労が船上において実施されない月を除く。）1回以上、監理型育成労の実施状況に係る文書の提出を受けること。
- ⑦ 漁業の業務区分における監理支援機関に係る許可の基準となる申請者の常勤の役員又は職員（監理支援の実務に従事する者に限る。）の数については、次のいずれの数も超えていることとする。
 - i 監理支援を行う監理型育成労実施者の数を 16 で除して得た数（その数が 1 未満である場合には、1 とする。）
 - ii 監理支援を受ける監理型育成労の対象となっている監理型育成労外

国人の数を 32 で除して得た数（その数が 1 未満である場合には、1 とする。）

ウ 外国人材の派遣先となる事業者に対して特に課す条件

派遣先事業者は、育成労の協議会及びその構成員に対し、必要な協力をを行うこと。

エ その他義務を課すべき主体（育成労外国人など）

- ① 漁業の業務区分における漁船に乗り組む育成労外国人の 1 隻当たりの人数は、当該漁船に乗り組むこととしている申請者の乗組員（育成労外国人を除く。）の人数の範囲内で、次に定めるとおりとする。
 - i 単独型育成労（iiiに掲げる単独型育成労を除く。）について 6 人
 - ii 監理型育成労（ivに掲げる監理型育成労を除く。）について 6 人
 - iii 単独型育成労（申請者が外国人の育成労の適正な実施及び育成労外国人の保護に関する法律施行規則（令和 7 年法務省・厚生労働省令第 4 号。以下、「規則」という。）第 19 条第 1 項第 2 号の基準に適合する者である場合に限る。）について 12 人
 - iv 監理型育成労（申請者が規則第 19 条第 1 項第 2 号の基準に適合する者であり、かつ、監理支援機関が規則第 19 条第 2 項第 3 号の基準に適合する者である場合に限る。）について 12 人
- ② 養殖の業務区分において、申請者が法人でない場合（監理型育成労に係るものである場合にあっては、申請者が法人でなく、監理支援機関が漁業協同組合である場合）にあっては、次に定めるとおりとする。
 - i 単独型育成労（iiiに掲げる単独型育成労を除く。）について 6 人
 - ii 監理型育成労（ivに掲げる監理型育成労を除く。）について 6 人
 - iii 単独型育成労（申請者が規則第 19 条第 1 項第 2 号の基準に適合する者である場合に限る。）について 12 人
 - iv 監理型育成労（申請者が規則第 19 条第 1 項第 2 号の基準に適合する者であり、かつ、監理支援機関が規則第 19 条第 2 項第 3 号の基準に適合する者である場合に限る。）について 12 人

別表1 (第二1及び2関係)

項目番	a. 技能水準	b. 業務区分 (従事する業務)
1	1号漁業特定技能評価試験 (漁業)	漁業 (監督者の指示を理解し、又は自らの判断により、漁具の作成・補修、漁具・漁労機器の操作、漁獲物の処理、安全衛生等の作業に従事する業務)
2	1号漁業特定技能評価試験 (養殖業)	養殖業 (監督者の指示を理解し、又は自らの判断により、養殖水産物の取扱い、漁具の作成・補修・管理、漁具の整理・整頓、安全衛生等の作業に従事する業務)

別表2 (第二1及び2関係)

項目番	a. 技能水準	b. 業務区分 (従事する業務)
1	2号漁業特定技能評価試験 (漁業)	漁業 (自らの判断により業務を遂行し、又は作業員を指導しながら作業に従事し、漁業の作業工程を管理する業務)
2	2号漁業特定技能評価試験 (養殖業)	養殖業 (自らの判断により業務を遂行し、又は作業員を指導しながら作業に従事し、養殖業の作業工程を管理する業務)

別表3 (第三1、2及び3関係)

項目番	a. 業務区分	b. 主たる技能	c. 技能水準(1年経過時まで)	d. 技能水準(育成労終了まで)
1	漁業	漁船漁業における、漁具の作成・補修、漁具・漁労機器の操作、漁獲物の処理、安全衛生	漁業育成労評価試験 (初級)	1号漁業特定技能評価試験 (漁業)
2	養殖業	養殖業における、養殖水産物の取扱い、漁具の作成・補修・管理、漁具の整理・整頓、安全衛生	養殖業育成労評価試験 (初級)	1号漁業特定技能評価試験 (養殖業)